

議案第2号

鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成30年7月18日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

## 鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

### 1 規則の改正理由

県が指定した県立高校（学科やコース等）について、県外からの通学を前提とした生徒からの志願を認めるため所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

- (1) 別に定める学校（鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項で定める高等学校の学科、コースを指し、以下「特定学校等」という。）については、県外からの通学を前提として志願できることとする。
- (2) 特定学校等に県外から通学する生徒であって保護者と同じ区域に居住しているものについては、保証人の設置を不要とする。
- (3) 特定学校等に県外から通学する生徒であって保証人の設置が必要となる場合は、当該生徒と同じ区域に居住している成年者を保証人とすることができることとする。

鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(全日制又は定時制の課程の第1学年への入学)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定による志願は、<u>鳥取県の区域内(以下「県内」という。)</u>に居住している者(入学までに<u>県内に居住する予定である者を含む。)</u>のほか、次の各号に掲げる学校及び学科にあつては、それぞれ<u>当該各号に定める者</u>が行うことができる。</p> <p>(1) <u>別表の右欄に掲げる学校及び学科(以下「指定学校等」という。)</u> <u>それぞれ別表の左欄に掲げる指定地域(以下単に「指定地域」という。)</u>に居住している者</p> <p>(2) <u>志願者の状況等からみて鳥取県の区域外(以下「県外」という。)</u>からの志願を認める必要があるものとして別に定める学校及び学科(以下「<u>特定学校等</u>」という。) <u>当該特定学校等への通学が可能な県外の区域に居住している者</u></p> <p>3 略</p> <p>第19条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。)が<u>県内に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。ただし、第13条第2項各号に定める者に該当して志願し、それぞれ当該各号に掲げる指定学校等又は特定学校等に在学する生徒のうち、保護者と同じ指定地域又は区域に居住しているものについては、この限りでない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>第13条第2項各号に定める者に該当して志願し、それぞれ当該各号に掲げる指定学校等又は特定学校等に在学する生徒であつて、保護者が<u>県外に居住しているものについては、当該生徒と同じ指定地域又は区域に居住している成年者を保証人とすることができる。</u></u></p>	<p>(全日制又は定時制の課程の第1学年への入学)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定による志願は、<u>次の各号のいずれかに該当する者</u>が行うことができる。<u>この場合において、第2号に該当する者は、別表の左欄に掲げる指定地域(以下単に「指定地域」という。)</u>の区分に応じ、<u>同表の右欄に掲げる学校及び学科(以下「指定学校等」という。)</u>に限り志願することができる。</p> <p>(1) <u>鳥取県の区域内(以下「県内」という。)</u>に居住している者(入学までに<u>県内に居住する予定である者を含む。)</u></p> <p>(2) <u>指定地域に居住している者</u></p> <p>3 略</p> <p>第19条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。)が<u>県内に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。ただし、第13条第2項第2号に該当して志願し、指定学校等に在学する生徒のうち、保護者と同じ指定地域に居住しているものについては、この限りでない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>第13条第2項第2号に該当して志願し、指定学校等に在学する生徒であつて、保護者が<u>鳥取県の区域外(指定地域を除く。)</u>に居住しているものについては、当該生徒と同じ指定地域に居住している成年者を保証人とすることができる。</u></p>

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通学区域)</p> <p>第4条 学校の通学区域は、県全域とする。ただし、次の各号に掲げる学校及び学科の通学区域は、県全域及び当該各号に定める区域とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>鳥取県立高等学校学則第13条第2項第2号に掲げる特定学校等 当該特定学校等への通学が可能な県外の区域</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(通学区域)</p> <p>第4条 学校の通学区域は、県全域とする。ただし、次の各号に掲げる学校及び学科の通学区域は、県全域及び当該各号に定める区域とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県規則第 号

## 鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則の一部改正について

平成30年7月18日  
高等学校課

## 1 課題と対応

- 平成30年度入試では、一般入試における志願倍率が1.0倍、県立高校24校のうち半数以上の14校で定員割れ（募集定員を入学者数が下回る状況）が生じ、特に中山間地域では、入学者数が定員の半分以下となった学校もあった。
- 今後の人口減少に対し、学級減等に対応する予定だが、過度な学校の小規模化は、学力面での競争力の低下や部活動が停滞するなど学校の活力維持に支障を生じさせる恐れがある。
- このような中、平成28年度推薦入試から県外生徒の募集を開始し、募集校数と募集人員を拡大しているところであるが、募集人員を満たした学校は、その一部である（H28年度：1校、H29年度：3校、H30年度：2校）。

	H28年度			H29年度			H30年度		
	募集校数	募集人員	入学者数	募集校数	募集人員	入学者数	募集校数	募集人員	入学者数
実績値	5	11	4	6	17	10	8	36	14

- 以上の状況を踏まえ、県外の高い意欲と能力を持った生徒を受け入れることで、より一層の学校の活性化を図るとともに、学校の適正規模を維持するため、平成31年度入試から県外生徒の募集を積極的に進めることとする。
- 一方、鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則では、県外に在住したまま県内の高校に通学することを前提とした生徒（県外通学生）の出願を制限する規定があるため、積極的に県外募集を進めることに伴う所要の制度改正を行う。

## 2 県外生徒の募集拡大に係る具体策

## (1) 推薦入試の県外枠の拡大

推薦入試における県外生徒の募集枠（募集人員）を拡大するとともに、県外通学生の出願を認めることとする。

## (2) 一般入試における県外通学生枠の新設

一般入試においても特定の学校（学科・コース）について県外通学生の出願を認めることとする。  
 ※県外通学生の出願を認める学校及び募集枠については、県内中学生に配慮し、直近の入学状況等も考慮しながら、県教育委員会が定める。

## 3 鳥取県立高等学校学則の一部改正に係る解説

## (1) 特定学校制度の導入（第13条第2項関係）

- 改正前の規則では、県立高校に出願できるのは原則、「鳥取県内に住んでいるか、又は入学までに県内に住むこと」が条件となっており、例外的に、いわゆる「県外指定地域」に該当する者に限って県外に住んだまま通学することを前提とした出願を認めていた。
- 県外指定地域とは、県外の特定の地域（指定地域）に住む中学生が、近隣に志望する学科・コースのある高校がないため、やむを得ず越境して鳥取県内の指定の県立高校（学科・コース）への出願を認めているもの。なお、県外指定地域からの進学者の募集人数については、制限は設けていない。
- 今回の改正では、志願状況（定員割れ）を踏まえて県教育委員会が定める県立高校（学科・コース）については、県外に住んだまま通えるのであれば、県外からの通学を前提として出願できるようにするもの（改正後の規則第13条第2項第2号に当たるもので、以下「特定学校制度」という。）。なお、県内中学生に配慮し、入学状況等を見ながら特定学校制度に係る学校や募集人数を決定する予定。

**(2) 保証人の設置 (第 19 条の 2 第 1 項関係)**

- 改正前の規則では、保護者が県内に住んでない生徒は、県内に保証人を置かなければならないが、県外指定地域制度では、生徒と同じ指定地域に保護者が住んでいれば保証人を置く必要がない。
- 今回の改正では、特定学校制度に係る県外の生徒についても、保護者が同じ県外の区域に住んでいれば保証人を置く必要がないこととした。

**(3) 保証人の要件 (第 19 条の 2 第 4 項関係)**

- 改正前の規則では、県外指定地域制度に係る県外の生徒は、保護者が生徒と同じ県外指定地域以外の県外に住んでいる場合、保証人を置かなければならないが、その保証人は鳥取県内ではなく、生徒と同じ県外指定地域に住む成年者を保証人としてとることができることとされている。
- 今回の改正では、特定学校制度に係る県外の生徒についても、生徒と同じ県外の区域に住む成年者を保証人としてとることができるものとする。

**4 鳥取県立学校管理規則の一部改正に係る解説 (第 4 条関係)**

改正前の規則では、通学区域について県内又は指定地域としているが、特定学校制度の追加に伴い、「特定学校等への通学が可能な県外の区域」を追加した。

**5 平成 31 年度の積極的県外募集の実施に向けた今後のスケジュール**

時 期		内 容
平成 30 年度	7 月 定例教育 委員会	【議案】鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則の一部改正について →県外生徒の募集拡大に向けた関連規定の改正
	8 月 定例教育 委員会	【議案】平成 31 年度鳥取県立高等学校募集生徒数について →各県立高校の募集生徒数の決定  【報告】平成 31 年度鳥取県立高等学校推薦入学者選抜募集人員等について →各県立高校の推薦入学に係る募集人員、県外生徒の募集人員の報告

(参考：現行の県外指定地域について)

**鳥取県立高等学校学則 (昭和 51 年鳥取県教育委員会規則第 10 号) 第 13 条第 2 項 (抜粋)**

志願は、次の各号のいずれかに該当する者が行うことができる。この場合において、第 2 号に該当する者は、別表の左欄に掲げる指定地域(以下単に「指定地域」という。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学校及び学科(以下「指定学校等」という。)に限り志願することができる。

- (1) 鳥取県の区域内(以下「県内」という。)に居住している者(入学までに県内に居住する予定である者を含む。)
- (2) 指定地域に居住している者

(別表)

指定地域			学校及び学科
県名	郡市名	町村名等	
兵庫県	美方郡	新温泉町	鳥取県立鳥取工業高等学校の工業学科 (建設工学科) 鳥取県立鳥取湖陵高等学校の工業学科 (電子機械科) 又は情報学科 (情報科学科)
岡山県	津山市	阿波及び加茂町	鳥取県立智頭農林高等学校
	美作市	平成 17 年 3 月 31 日市町村合併前の大原町及び東粟倉村の区域	
	英田郡	西粟倉村	
	真庭郡	新庄村	鳥取県立日野高等学校
	新見市	千屋花見、千屋井原、千屋実及び千屋	
島根県	松江市	美保関町及び八束町	鳥取県立境高等学校 鳥取県立境港総合技術高等学校